

その25

個人に関する情報の保護について



松永 邦男

1 はじめに

「個人情報の保護」に細心の注意を払う必要があることは、現代では常識といってよいでしょう。個人情報の保護が不十分だったために大きな問題となった例は珍しくありませんし、保護を適切に行っていない場合には、国内だけでなく国際的な活動にも支障が生じる可能性があります。

しかし約30年前の平成6年に住民基本台帳ネットワーク構想の検討がスタートしたときには、事情が全く異なっていました。当時、我が国には分野横断的に幅広く「個人情報の保護」を行う法制度は存在していませんでした。当時において「個人情報の保護」という言葉が使用されていた唯一の法律は「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」というレトロな題名の法律だったと記憶していますが、この法律は国の行政機関において電子計算機処理されている個人情報の取扱いのルールを定めるものに過ぎず、また、民間部門は対象外でした。そもそも個人に関する情報の取扱いについての社会の意識が、現在とは相当に異なっていました。例えば公私の様々な団体において当然のように各種の名簿が作成され、配布されていましたが、「住所、氏名、年齢なんか、秘密でも何でもないよ。」というのが当時の普通の感覚だったといえるでしょう。正に隔世の感があります。

2 住基ネットのための住民基本台帳法改正

このような中で旧自治省の振興課において住基ネット構想について研究会を設け、検討

を始めることとなりました。個人に関する情報についての意識が現代とは異なっていたとはいっても、この構想に対しては様々な批判が出てくるだろうということ、それらの批判に対応するため十分な安心・安全の措置を考える必要があること、そしてその一つとして個人に関する情報の保護の問題があることは、当然のことながら予想はされていました。

平成7年3月に研究会の中間報告を発表したところ、予期した通り厳しい批判・指摘を受け、前途は多難と感じられました。もっともその後の人事異動で私は振興課を離れ、内閣法制局勤務となりました。しかしそれで住基ネットと縁が切れたかというと、そうはありませんでした。3年後に、立場は変わって法案審査の担当者として、住基ネットに再度関わることになったのです。「自ら蒔いた種は……」を地で行くようなことになったわけですが、私の仕事は持ち込まれる法案の審査に過ぎず、法案全体について実際に最も苦労をされたのは、当時の振興課のM課長補佐とS主査の両氏でした。

法案について検討すべき課題は多岐にわたりましたが、国民の理解を得るためにどのような安全・安心のための措置を設けることができるかということは最も大きな問題でした。先にも述べたように当時の我が国には民間部門を対象とした分野横断的な個人情報の保護に関する法制度は存在していませんでしたが、そもそもそのような制度は住民基本台帳法の枠をはるかに超えるものであって、同法の改正で実現できるようなものではありません。このため今から考えれば無理難題としか思えない話ですが、現在のような個人情報の保護制度の存在を前提としないで構想を具体化し

なければならず、担当者であるM課長補佐、S主査両氏は四苦八苦することとなりました(私は、審査卓の向こう側から、両氏の悪戦苦闘ぶりを(心配しながら)眺めることとなりました。)。

最終的には、安心・安全のために住民基本台帳制度の枠内でできることは何でも取り入れるということで、制度面、システム面、運用面において、いくつもの厳重な保護措置を法案に盛り込むことになりました。情報漏洩等に対して厳しい罰則を科すことなどは当然ですが、その他にも例えば本人確認情報を利用することができる事務を法律の別表に掲げる事務に限ることとするなど、いろいろな工夫がなされました。個人に関する情報の保護の問題以外にも解決すべき課題は多々ありました。それらも何とかクリアして、どうにかこうにか法案の国会提出に漕ぎ着けることができました。このように結果だけを書き記してみても当時の大変さを伝えることはできそうもないのですが、法案をまとめるまでのM課長補佐、S主査両氏の労苦が並大抵のものではなかったことは明記しておきたいと思います。

ところで法案の国会提出後に、思わず展開が待っていました。住基法改正案の国会審議の終盤において、小渕内閣総理大臣から、民間部門をも対象にした個人情報保護に関する法整備を含めたシステムを整えるため、早急に総合的な検討を進めることとする、との見解が表明されることとなったのです。背景には30年以上前とはいえ社会の情報化・ネットワーク化が急激に進展しており、国民の間にもプライバシーの保護に対する漠然とした不安、懸念が強く意識されるようになってきていたことがあると考えられます。住基法改正案の国会提出は、このような問題意識を高めたと考えられます。同時に、その時期にU市において大規模なデータ流失事件(事案は住民基本台帳データが流失したものではなく、台帳掲載データを基に作成されたデータが外部の委託業者の従業員により持ち出されたというもの)が発生したことなども影響したと思われます。

この総理の方針に基づく検討の結果、新た

に制定された法律が「個人情報の保護に関する法律」です。住基ネットのための住基法改正が、個人情報保護法という新しい法制度の誕生のきっかけとなったわけです。

3 若干の補足

このように住基法改正案の国会提出がきっかけとなって包括的な個人情報保護法制が誕生し、法案作成の際に感じていた懸念も払しょくされることになりました。それでは、法案のためにM課長補佐、S主査の両氏が払った苦労は無駄だったのかというとそうではありません。法改正後、住民基本台帳ネットワークの合憲性が司法の場において争われましたが、最高裁において合憲の判断が下されました(平成20年3月6日最高裁第一小法廷判決)。その際に判決では、合憲性を支える理由として、住基ネットの制度面、システム面、運用面において多数の厳重な保護措置が設けられていることが挙げられています。これらの保護措置は、マイナンバー制度の立案の際にも参考とされるなど、その後の立法の前例ともなっています。両氏の労苦の成果は、現在でも活かされています。

なお、指摘するまでもないことですが、現在設けられている様々な保護措置については、その「過不足」について常に点検が必要です。急速に進む技術の進展に照らし、既存の保護措置で十分かという「不足」の点検が不可欠であることは当然ですが、技術や法制度の進展に照らして、既存の保護措置に合理化や柔軟化の余地がないかという「過」の点検も、同様に重要と考えるところです。

著者略歴

松永 邦男(まつなが・くにお)

東京大学法学部卒。1979年4月旧自治省入省。旧自治省のほか、北海道庁、旧国土庁、横浜市役所、旧労働省、静岡県庁、内閣法制局、司法制度改革推進本部事務局勤務等を経て、2005年1月より総務省自治行政局公務員部公務員課長及び同公務員部長を務める。2009年7月全国市町村国際文化研修所学長。2010年7月内閣法制局総務主幹。その後、内閣法制局第四部長、第三部長及び第一部長を務め、2017年3月退官。